

NACCS業務資料 【時間外届出】



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

平成29年10月更新

● 時間外届出業務等について

- 時間外届出業務の概要 P3
- 時間外執務要請届の概要 P4
- 時間外執務要請届 (OSA) P6
- 時間外執務要請延長届 (OSE) P7
- 時間外執務要請届照会 (IOS) P9
- 時間外貨物積卸届の概要 P10
- 時間外貨物積卸届 (OVS) P11

- 税関官署の開庁時間外に申告・申請や、外国貨物の積卸を行なう場合は、あらかじめ税関官署に届出をしておく必要があります。
これらの税関官署への届出は、NACCSからでも可能です。

	開庁時間外事務の執務の求め (関税法第98条、関税法施行令第87条)	開庁時間外の貨物の積卸し (関税法第19条、関税法施行令第17条)
提出先	税関官署 (通関、保税、監視、別送品担当)	税関官署 (監視担当)
対象	各種申告、申請	船舶、航空機への貨物の積卸
提出者	申告、申請を行なう者	貨物の積卸を行なう者
業務	OSA (時間外執務要請届) OSE (時間外執務要請延長届)	OVS (時間外貨物積卸届)

- OSA、OSE及びOVS業務は、無料業務になります。
しかし時間外執務要請延長届の呼出し業務であるOSE11業務と、照会業務であるIOS業務は有料業務になります。(Aプラン:8円/件、Bプラン:10円/件)
※OVS業務の照会業務はありません。

【届出種別】

届出種別	A：通関 及び E：通関（24時間提出可能）	B：保税	C：監視	D：別送品 及び F：別送品 （24時間提出可能）
	輸入申告	保税運送申告	内国貨物運送申告	別送品輸出申告
	輸入（引取）、蔵出輸入（引取）申告	包括保税運送申告	保税運送申告（仮陸揚貨物）	
	蔵出、移出、総保出輸入申告	積コンテナリスト提出		
	蔵入、移入、総保入承認申請	卸コンテナリスト提出		
	展示等申告			
	輸入マニフェスト通関申告			
	輸出申告			
	特定輸出申告			
	積戻し申告			
	展示等積戻し申告			
	輸出マニフェスト通関申告			
	輸出取止め再輸入申告			

※ 届出には、申告・申請後の訂正や、許可・承認後の訂正、運送期間の延長も含まれます。

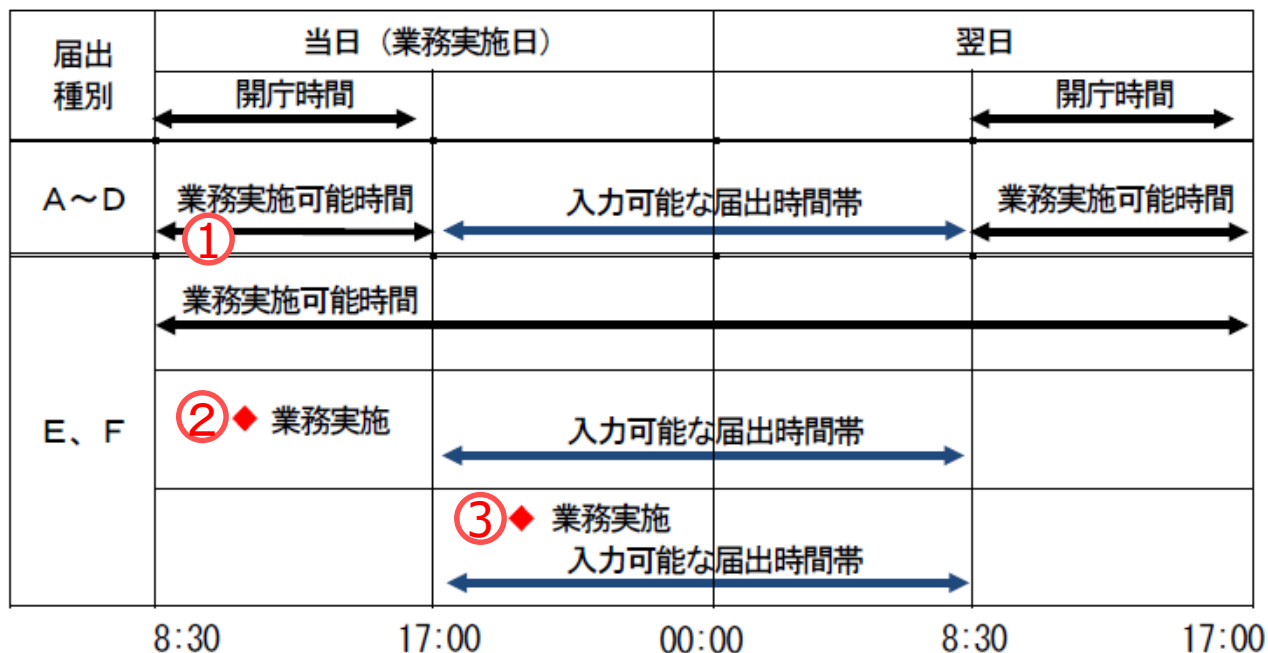
- 届出種別が「A」、「B」、「C」又は「D」の場合
 - 審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった場合には、許可・承認となり、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合には、審査・検査が行われます。

- 届出種別が「E」又は「F」の場合
 - 審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった場合には、許可・承認となり、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合には、審査・検査は**税関官署の翌開庁日以降**に行われます。

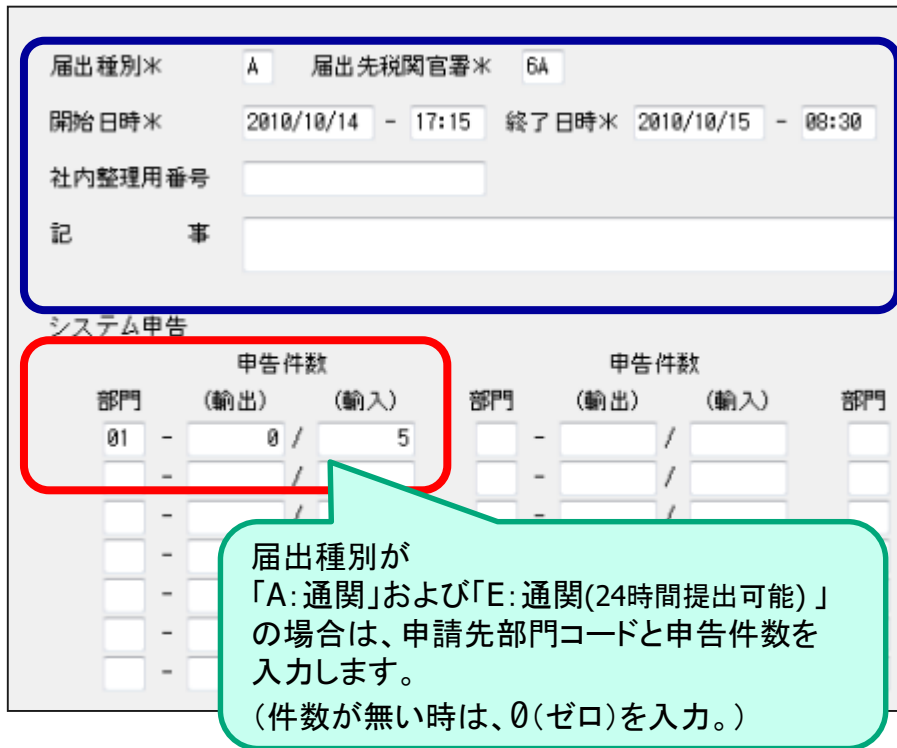
時間外執務要請届の概要

【届出条件】

- 届出種別が「A」、「B」、「C」又は「D」の場合
 - ① **開庁時間内**に業務を行う必要があります（閉庁後に届出を行うことは出来ません）。
OSA業務は、業務実施**直後**の閉庁日時から翌開庁日時までの時間帯での届出が可能です。
- 届出種別が「E」又は「F」の場合
 - ② **開庁時間内**に業務を行う場合：
OSA業務は、業務実施**直後**の閉庁日時から翌開庁日時までの時間帯での届出が可能です。
 - ③ **開庁時間外**に業務を行う場合：
OSA業務は、業務実施**直前**の閉庁日時から翌開庁日時までの時間帯での届出が可能です。



- 「A：通関」および「E：通関(24時間提出可能)」の入力方法



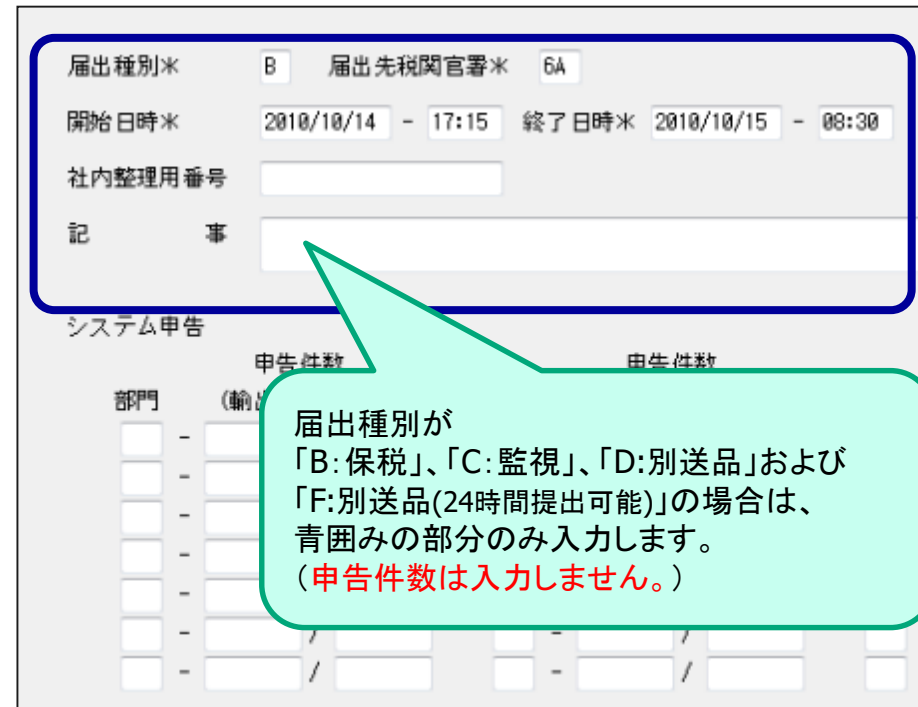
届出種別* A 届出先税関官署* 6A
開始日時* 2010/10/14 - 17:15 終了日時* 2010/10/15 - 08:30
社内整理用番号
記 事

システム申告

部門	申告件数		部門	申告件数		部門
	(輸出)	(輸入)		(輸出)	(輸入)	
01	0	5				

届出種別が「A：通関」および「E：通関(24時間提出可能)」の場合は、申請先部門コードと申告件数を入力します。
(件数が無い時は、0(ゼロ)を入力。)

- 「B：保税」「C：監視」「D：別送品」および「F：別送品(24時間提出可能)」の入力方法



届出種別* B 届出先税関官署* 6A
開始日時* 2010/10/14 - 17:15 終了日時* 2010/10/15 - 08:30
社内整理用番号
記 事

システム申告

部門	申告件数		部門	申告件数		部門
	(輸出)	(輸入)		(輸出)	(輸入)	

届出種別が「B：保税」「C：監視」「D：別送品」および「F：別送品(24時間提出可能)」の場合は、青囲みの部分のみ入力します。
(申告件数は入力しません。)

【留意事項】

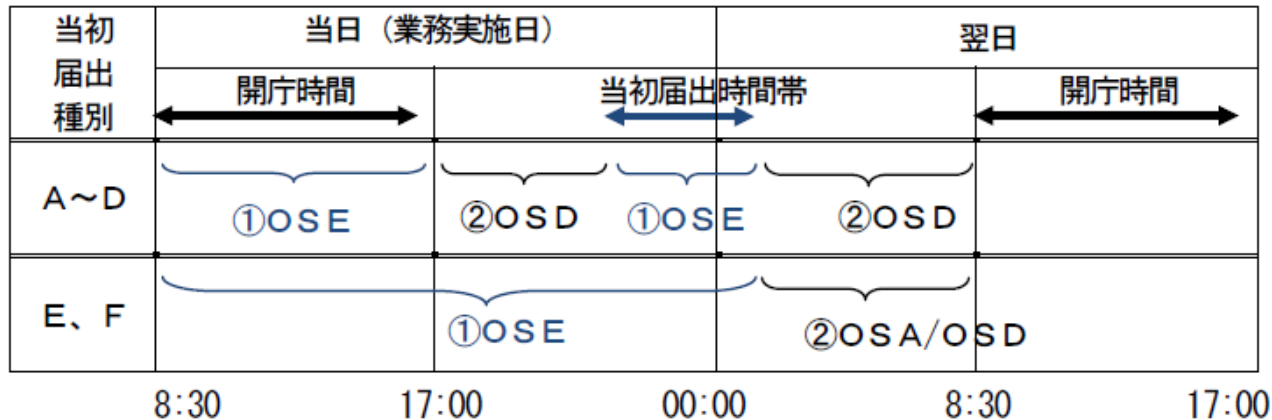
- 届出種別コード「A」と「E」又は「D」と「F」の組み合わせで、事務の執行を求める日及び時間帯が重複する届出を行う場合には、入力した届出種別コードに対する輸出入申告であることを確認するため、輸出入申告等の際、記事欄に届出種別コードを入力してください。
- OSA業務で入力～送信後に確認書は出力されません。よって確認はIOS業務で行ないます。またOSAの訂正、取消し業務はありません。

時間外執務要請延長届の概要

【届出条件】

- 当初届出種別が「A」、「B」、「C」又は「D」の場合
 - ① 税関の開庁時間内または届出時間帯:「時間外執務要請延長届(OSE)」業務にて行う。
 - ② 税関の開庁時間外または届出時間経過後:税関に依頼し「時間外執務要請届結果登録(OSD)」業務で登録してもらう。

- 当初届出種別が「E」又は「F」の場合
 - ① 届出時間帯前:「時間外執務要請延長届(OSE)」業務にて行う。
 - ② 届出時間経過後: OSA業務にて届出種別「E」または「F」で新規に届出を行う。
または、税関に依頼し「時間外執務要請届結果登録(OSD)」業務で登録してもらう。



時間外執務要請延長届 (OSE)

OSE11
(呼出)

時間外執務要請届受理番号*

79007371210

OSE
(登録)

時間外執務要請届受理番号* 79007371210

届出種別 A 届出先税関官署 7A

開始日時 2010/10/14 - 17:15 終了日時 2010/10/15 - 07:30 延長日時* 2010/10/15 - 08:30

社内整理用番号

記 事

延長日時を入力します。

区分	コード
通関	A
保税	B
監視	C
別送品	D
通関(24時間提出可能)	E
別送品(24時間提出可能)	F

システム申告

申告件数			申告件数			申告件数		
部門	(輸出)	(輸入)	部門	(輸出)	(輸入)	部門	(輸出)	(輸入)
01	4	0	-			-		
-			-			-		
-			-			-		
-			-			-		
-			-			-		
-			-			-		
-			-			-		
-			-			-		
-			-			-		

「A:通関」および「E:通関(24時間提出可能)」の場合で、申告件数の追加、変更も可能です。

- OSE業務は、当初届出種別により業務実施可能時間帯が異なります。(前項の「時間外執務要請延長届の概要」を参照)

時間外執務要請届照会 (IOS)

IOS
照会結果

IOS
(登録)

届出種別
届出者
届出番号 69045581460

「届出種別」+「届出者」、又は
「届出番号」のいずれかを入力する

区分	コード
通関	A
保税	B
監視	C
別送品	D
通関(24時間提出可能)	E
別送品(24時間提出可能)	F

- OSA業務で登録した内容を照会するための業務です。
- OSA業務では確認書が出力されないため、この照会業務で内容を確認します。

届出者 1ATB4 時間外執務要請届受理番号 69045581460

届出年月日 2010/10/14

届出種別 A

届出先税関官署 6A

開始日時 2010/10/14 - 17

社内整理用番号

記 事

届出概要
システム申告

部門	申告件数		部門	申告件数		部門	申告件数	
	(輸出)	(輸入)		(輸出)	(輸入)		(輸出)	(輸入)
01	0	5						

<時間外執務要請届情報詳細照会>

「時間外執務要請届内容照会情報 A」の出力例

*届出番号(時間外執務要請届受理番号)を入力して照会した場合

<時間外執務要請届一覧照会>

「時間外執務要請届内容照会情報 B」の出力例

*届出者及び届出種別をもとに情報を抽出する。

(1回で抽出する要請届情報は最大100件とし、100件を超える場合は照会情報を再送して次の100件を照会する)

届出種別

届出者コード

時間外執務要請届受理番号	官署	届出年月日	開始日時	終了日時
<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>	<input type="text"/> / <input type="text"/> - <input type="text"/> : <input type="text"/>	<input type="text"/> / <input type="text"/> - <input type="text"/> : <input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>	<input type="text"/> / <input type="text"/> - <input type="text"/> : <input type="text"/>	<input type="text"/> / <input type="text"/> - <input type="text"/> : <input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>	<input type="text"/> / <input type="text"/> - <input type="text"/> : <input type="text"/>	<input type="text"/> / <input type="text"/> - <input type="text"/> : <input type="text"/>

- OVS業務(海上貨物)では「同一届出者」、「同一届出時間帯」、「同一船舶コード」で二重届出チェックがあります。(既に登録されていないかどうか。)

	これから届出をしようとするもの。		
	船積(LD)	船卸(UD)	積卸(LU)
既に届出済みのもの。			
船積(LD)	×	○	×
船卸(UD)	○	×	×
積卸(LU)	○	○	×

○：届出可能
×：届出不可能

例)届出者:11NAC

届出時間帯:2010/10/15 20:00~2010/10/16 08:00

船舶コード:ABCD(ABC MARU)

この条件で船積(LD)を届出済み。

→品名が異なるものを、再度船積(LD)することは出来ません。

届出者、時間帯が異なれば可能です。

また、届出がされていない船卸(UD)を届け出することは可能です。

- この対応として、同一事業所内に複数の業種があれば、他の業種でログオンして届出を行なうことはシステムの的に可能です。ただし届出の可否については、税関に相談願います。

※二重届出チェック有り※

船 舶*	9999	-	NACCS MARU
提出先官署			
港*	JPMOJ	パース*	MZ01C
積卸種別*			LD
開始日時*	2010/10/15	-	02:00
終了日時*	2010/10/15	-	05:00
品 名*	COAL		
数 量*	1000.000	-	TNE

OVS
(登録)

確認書
出力

開庁時間外貨物積卸届出確認書

あて先税関 NOJI 届 出 番 号 69045581610 届出年月日 2010/10/14

届 出 者 1ATB4 - TSUKAN-B4
住 所 TOKYO TO MINATO KU

船 名 9999 - NACCS MARU

港 名 JPMOJ - NOJI - FUKUOKA パース MZ01C

貨物の積卸の別 LD - 船積

積卸の時間 自 2010/10/15 - 02:00
至 2010/10/15 - 05:00

貨物の明細

品 名 COAL
数 量 1,000.000 - TNE

- OVS業務で入力・送信後、『開庁時間外貨物積卸届出確認書』が出力されます。
(出力情報コード:SAB0010)
OVS業務の照会業務は無いため、この確認書で内容を確認します。

- **OVS業務は、開庁時間外でも届出が可能です。**

- OVS業務の訂正、取消し業務はありません。